

静脈注射における看護師の役割 —看護業務と法的責任—



キャリア形成支援センター看護職部門

本日の研修内容

- 看護師が行う静脈注射の位置づけ
- 徳島大学病院における静脈注射の
ガイドライン



法的位置づけ

- 保健師助産師看護師法
- 医師法
- 薬剤師法



保健師助産師看護師法（抜粋）

【看護師の定義】

第5条

この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助を行うことを業とする者をいう。

【特定業務の禁止】

第37条

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機器を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害が生じる恐れのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当てをし、または助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りではない。

医師法（抜粋）

【医師でない者の医業の禁止】

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

【罰則】

第31条 次の各号のいずれかに該当するものは、
3年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金に処し、
またはこれを併科すう

1. 第17条の規定に違反した者
2. 虚偽又は不正の事実に基づいて医師免許を受けた者

薬剤師法（抜粋）

【薬剤の求めに応ずる義務】

第27条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない

【処方箋による調剤】

第23条 薬剤師は、医師、歯科医師または獣医師の処方箋によらなければ、販売または授与の目的で 調剤してはならない。

【情報の提供】

第25条の2 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護にあたっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報の提供をしなければならない

* 医師法22条 医師は患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護にあたっている者に対して処方箋を交付しなければならない

看護師の行う医行為

- ・医業とは「医行為を業とする」仕事で「医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、また危害を及ぼす恐れのある行為」であり「業とすること」とは「反復継続する意思をもって行うこと」と解釈されている
- ・医師自ら行うのでなければならぬ行為を**絶対的医行為**とし、医師の指示を受けるという前提条件のもとで看護師に許されている医行為を**相対的行為**として分けている。



医師と看護職者の業務区分

絶対的医行為

医師自身が行う行為であり「診療の補助」として行うことはありえない。

①診断、処方、治療方針の決定などの医学的
判断行為

②高度の知識、技術を要する医行為

相対的行為

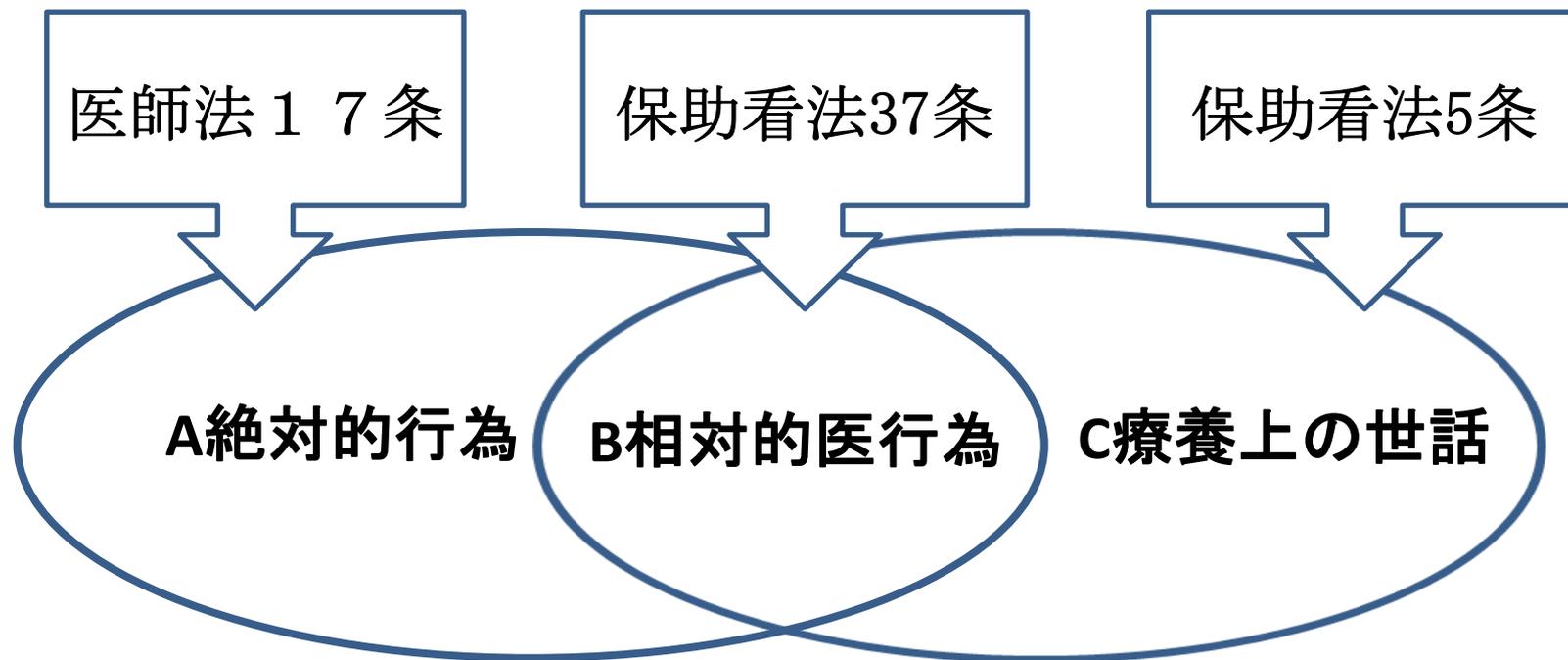
医師の指示により看護職者の知識、技術で行うことができる医行為

療養上の世話

看護職者の知識、技術で主体的に行う看護行為



「医師法17条と「保助看法37条」の相対的關係



AとB 医師の業務

BとC 看護職者の業務

静脈注射に関する法的責任

- ・診療の補助業務として看護師が実施できる相対的医行為は、看護師の知識・技術(その時点の看護水準)で行うことが可能な範囲に限られている。
- ・この医行為の具体的な範囲は保助看法には示されておらず、医師法17条の解釈、行政通知判例、慣行等に基づいている

法律上の責任が問われる場合

・実施者としての法律上の責任

看護師が注射を行ったことにより、患者の死亡、病状の悪化等、悪い結果が発生した場合等

・注意義務

- ① 医師の指示が不明な場合
- ② 医師の指示が明らかに誤りであると知りながら実施して事故起こした場合
- ③ 医師に指示された内容が自分の知識、技術を超えている場合や危険が予知される場合

< 当院における静脈注射の基本的な考え方 >

1. 当院では、「厚生労働省医政局長通知（平成14年9月30日付）」で示された「医師または歯科医師の指示の下に、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下『看護師等』という）が行う静脈注射は、保健師助産師看護師法第5条に規定する診療の補助行為の範疇として取り扱う者とする』という法解釈の変更、及び日本看護協会の「注射業務に関する指針（平成15年4月）」に基づき、**看護師の実施能力に応じて、注射業務を実施する。**

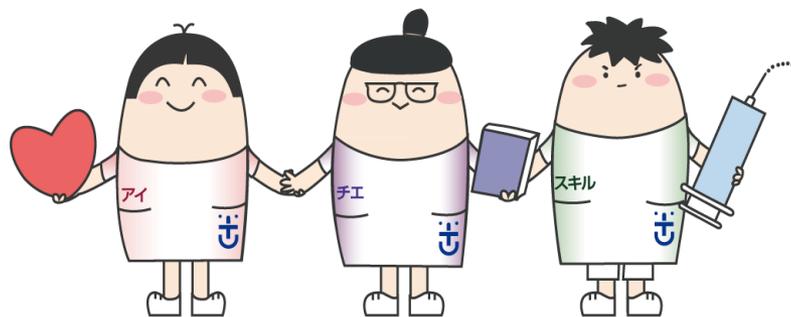
<当院における静脈注射の基本的な考え方>

2. 注射業務の実施は、**医師と教育訓練を受けた看護師が協働し実施することを基本とする。**
3. 注射業務の実施に当たっては、看護師は、原則医師の指示の下、当院が定める「**看護師による静脈注射の実施範囲**」に基づき実施し、その範囲を逸脱しないことを遵守する。
 - 1) **看護師は、個人の技能レベルや責任能力を逸脱した指示は受けない、もしくは実施しない。**
 - 2) **看護師は、個人の技能レベルの実施範囲内であっても、患者状態に応じて、安全に実施できるか否かを判断し、不適切な場合は注射業務の実施を医師に依頼する。**

< 当院における静脈注射の基本的な考え方 >

4. 看護師は、安全で確実な注射業務を実施するため、当院が定める教育訓練に参加し、実践能力（倫理性、知識、判断力、技術）の獲得と技能レベルの認定を受けることを責務とする。

徳島大学病院における 看護師の静脈注射の実施範囲



レベル I

1. 下記薬剤の静脈注射(ワンショット)、点滴静脈注射(翼状針穿刺・末梢静脈留置抜針含む)
* 電解質製剤、糖質、アミノ酸、脂肪製剤、抗生物質
2. 上記薬剤投与時のヘパリンロック、生食ロック
3. 末梢静脈・中心静脈カテーテル挿入患者の輸液ボトル・バッグの交換、輸液ラインの管理
4. 中心静脈カテーテルラインから上記1の薬剤の混注

レベルⅡ

<レベルⅡ-①>

- 1.末梢静脈留置針の挿入及び抜針
- 2.抗がん剤、バイオ製剤等、細胞毒性の強い薬剤の点滴静脈注射
- 3.循環動態・精神神経系への影響が大きい薬剤の点滴静脈注射
- 4.輸血のための留置針挿入(生理食塩水での血管確保)
- 5.麻薬の点滴静脈注射

<レベルⅡ-②>

- 6.静脈留置CVポートからの薬剤投与後の抜針

レベルⅢ

レベルⅢ-①

- 1.抗がん剤・細胞毒性の強い薬物投与のための留置針挿入(生理食塩水による血管確保)
- 2.静脈留置CVポートからの薬剤投与のための針挿入・抜針

レベルⅢ-②

- 1.造影剤投与のための留置針挿入(生理食塩水による血管確保)及び造影剤投与
- 2.循環動態・精神神経系への影響が大きい薬剤の静脈注射(ワンショット)
- 3.麻薬の静脈注射(ワンショット)

静脈注射認定の流れ (レベル I)

静脈注射講義(4月)

実技演習(基礎編)(4~5月)
(実技演習評価表 I)

習得度テスト(筆記試験)(5月~)

実技試験(実践編)(5月~)
(実技試験チェック表 I)

不合格

不合格

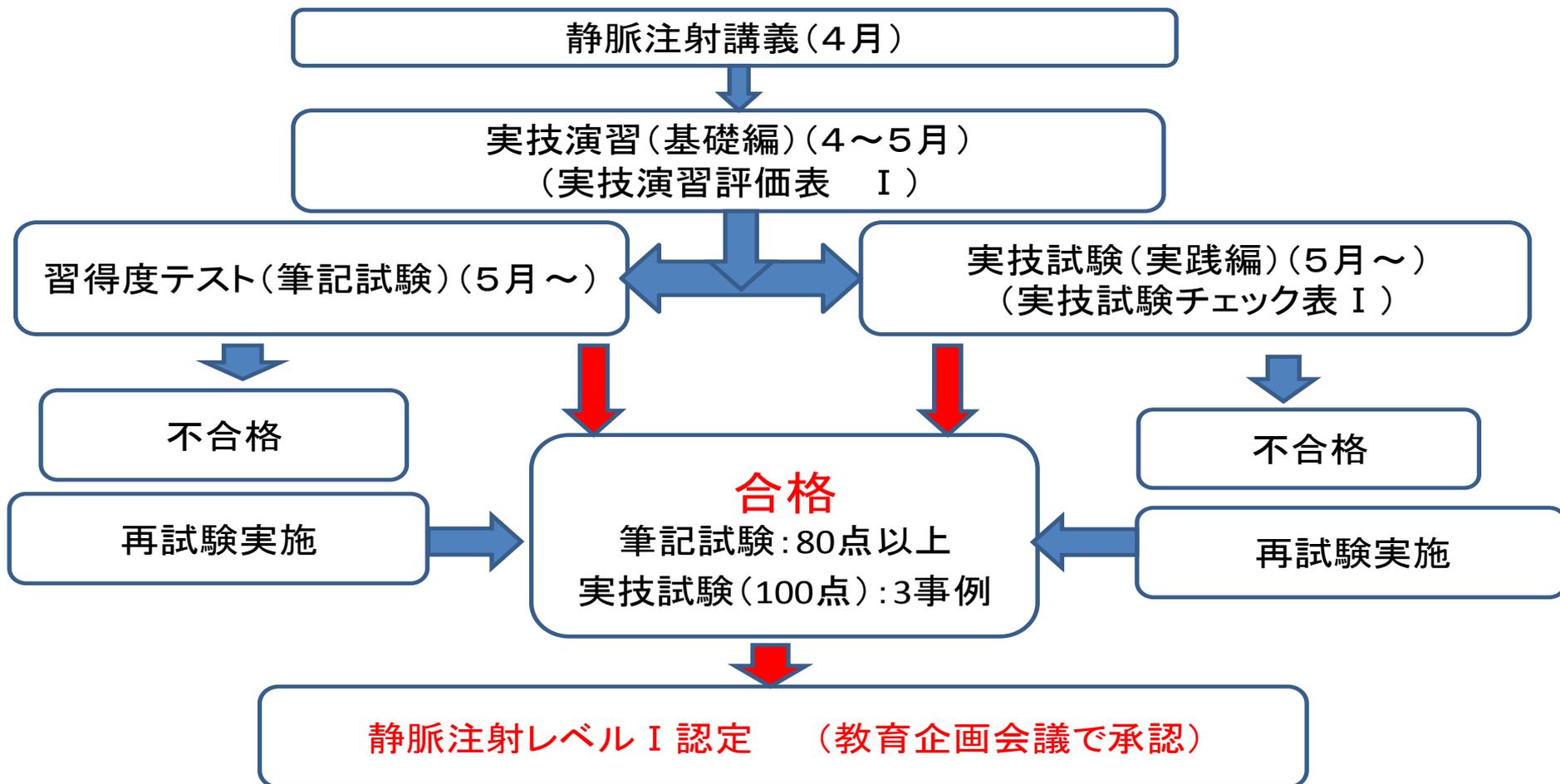
再試験実施

再試験実施

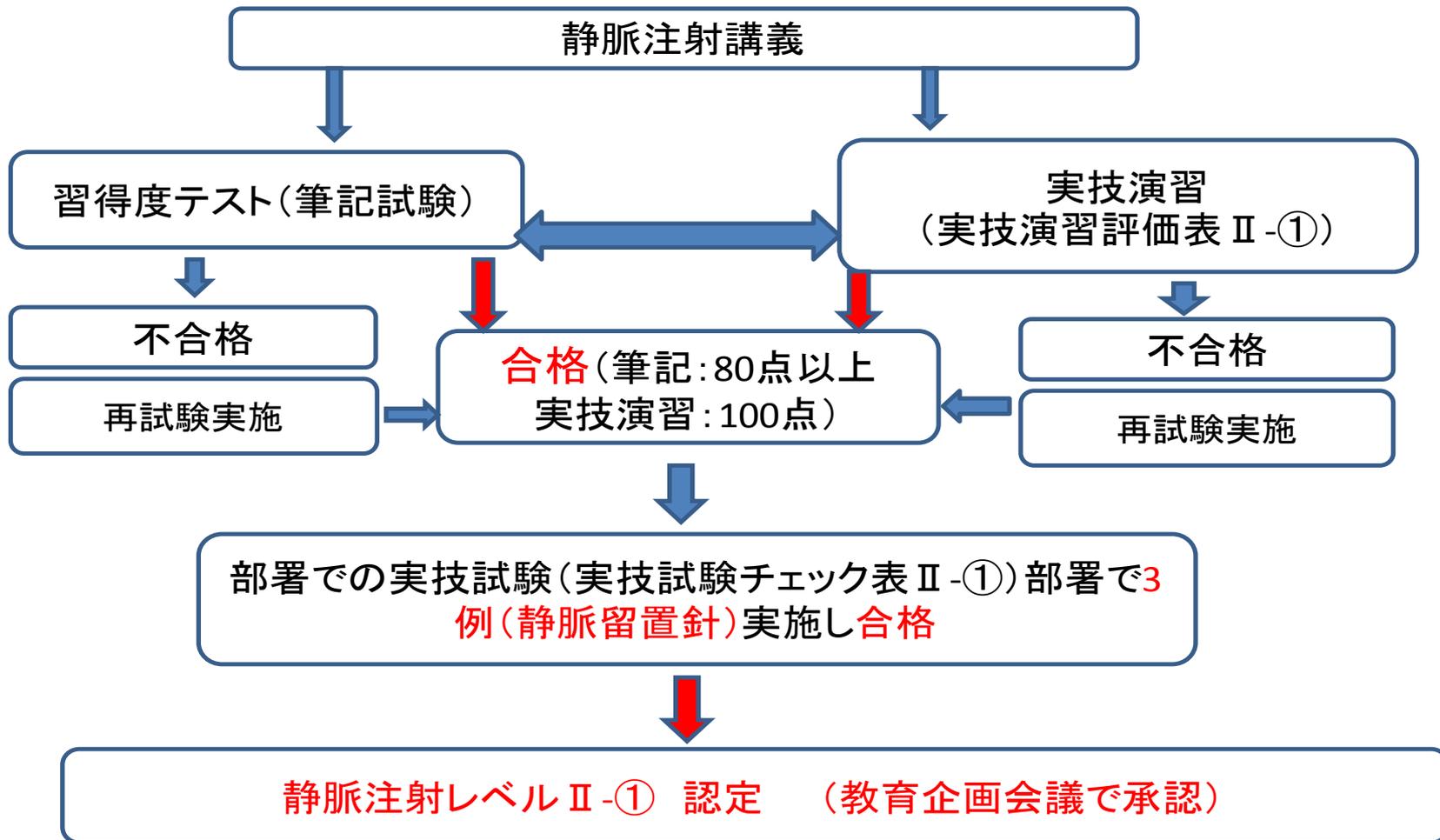
合格
筆記試験: 80点以上
実技試験(100点): 3事例

静脈注射レベル I 認定 (教育企画会議で承認)

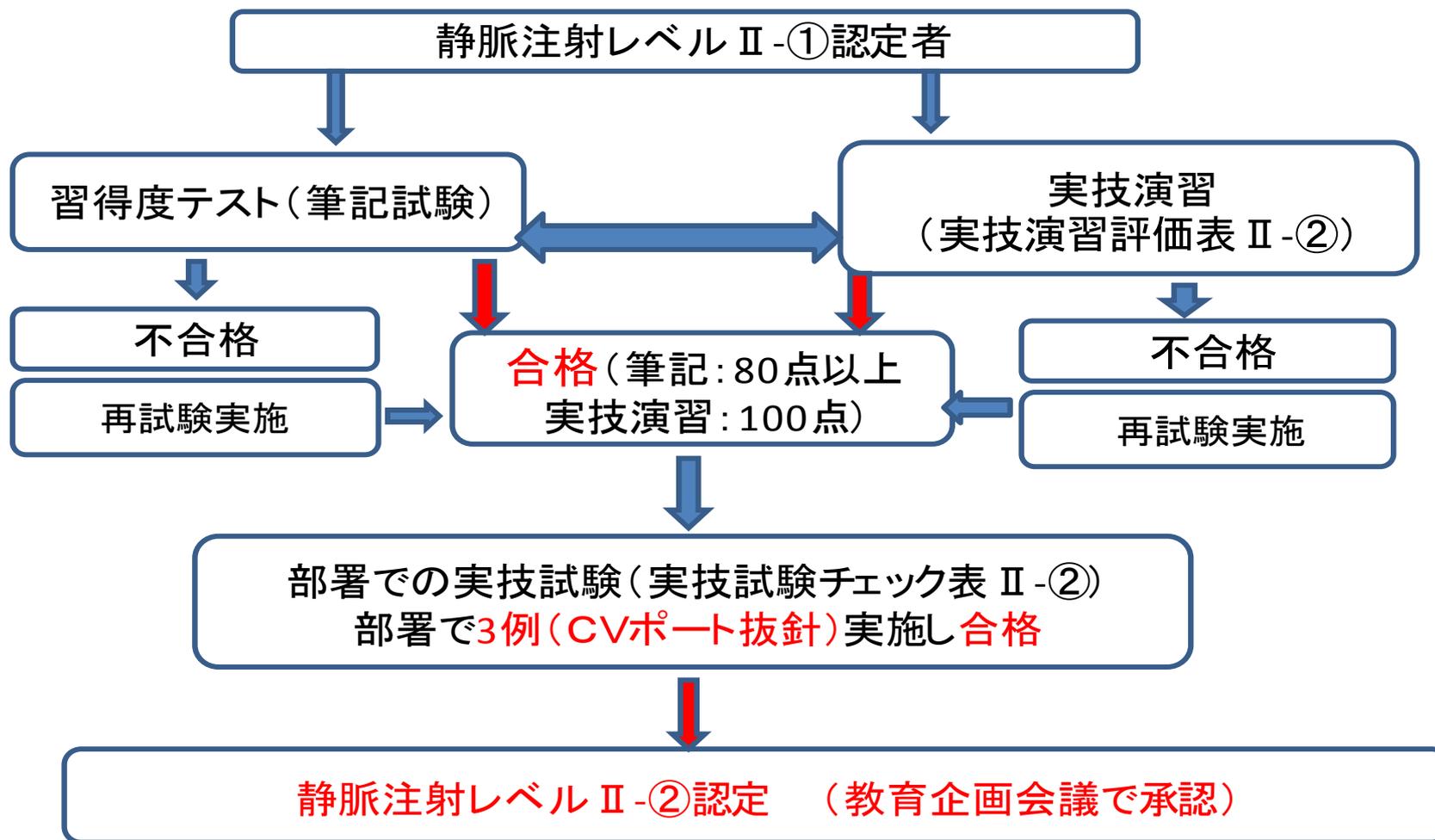
静脈注射認定の流れ (レベル I)



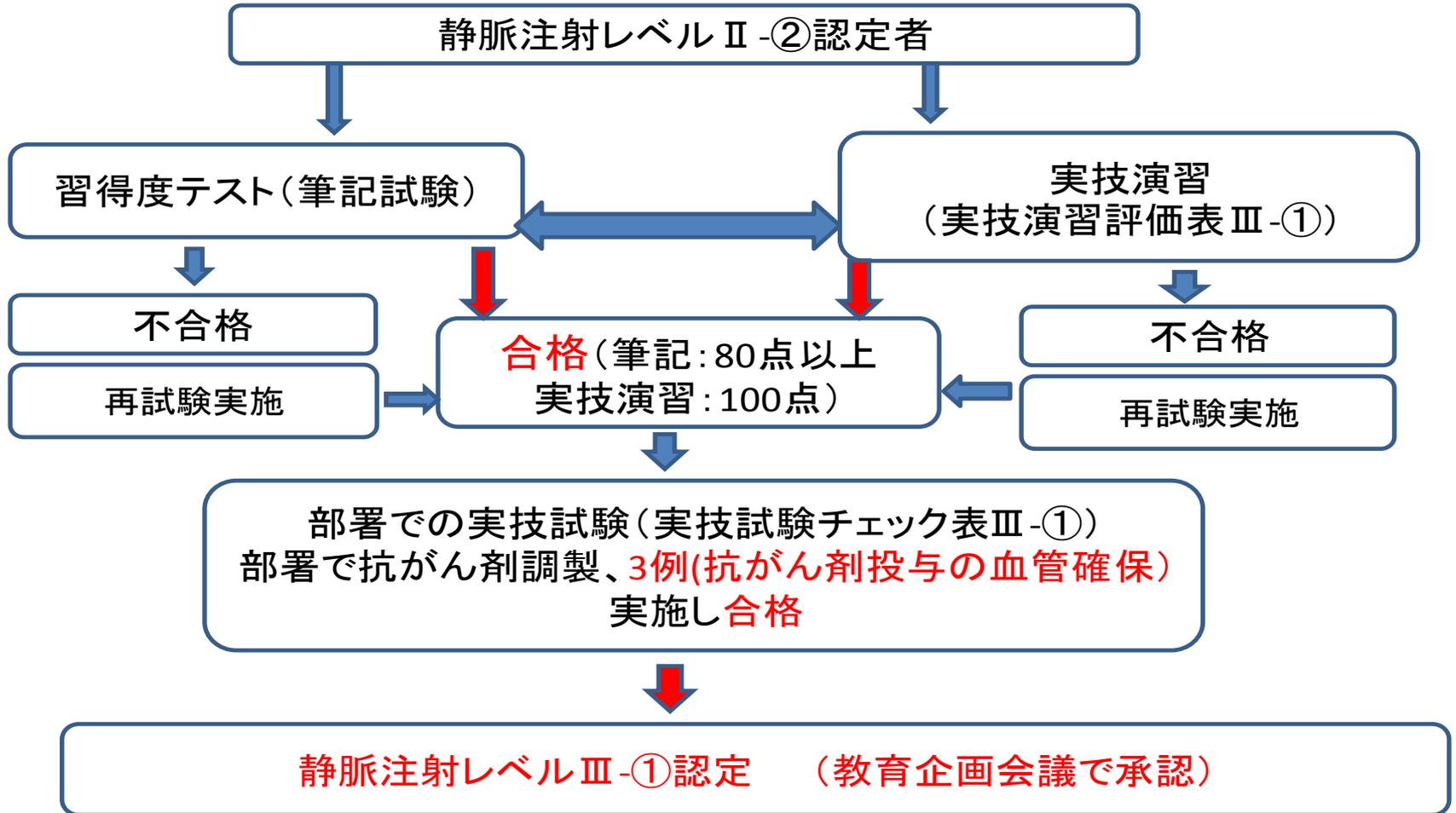
静脈注射認定の流れ (レベルⅡ-①)



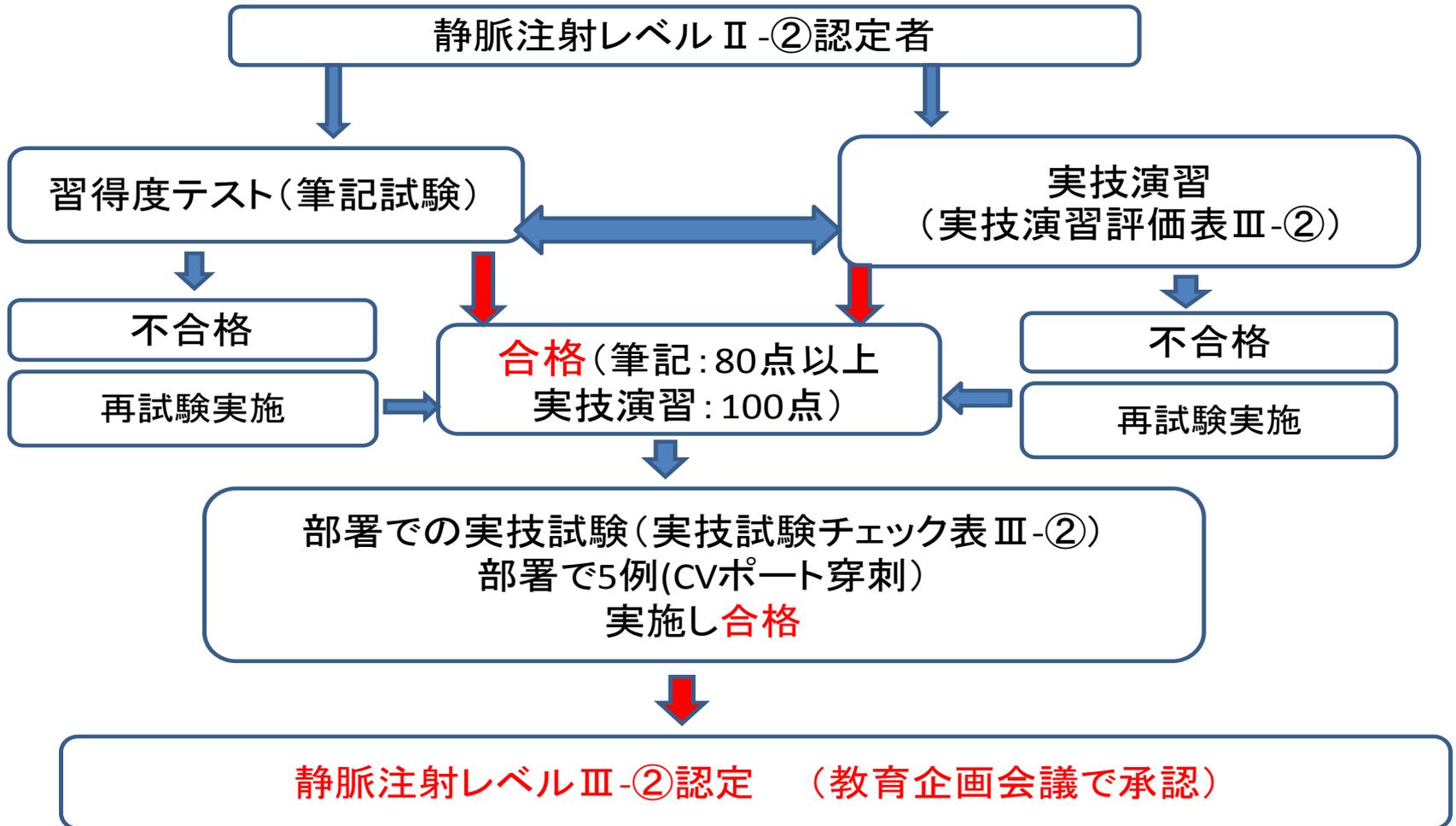
静脈注射認定の流れ (レベルⅡ-②)



静脈注射認定の流れ (レベルⅢ-①)



静脈注射認定の流れ (レベルⅢ-②)



静脈注射実施に関するレベル認定とは

- 静脈注射を実施するという事は、手技的に可能かということだけではない。
- 法的責任の理解と自覚、**薬理作用の十分な理解**、**患者の反応と観察**、対応、緊急時の対応など患者に対して**安全を保障**する。
- 実施するか否か、**最終的には専門職として看護師の判断**による。
- 実施者としての責任が問われる。

